

## 地域交通安全活動推進委員制度の運営について（例規）

最終改正 令和5.6.30 例規交企第19号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

地域交通安全活動推進委員制度の運営については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）が整備されたことに伴い、その趣旨、背景等については先に通達したところであるが、この度、地域交通安全活動推進委員制度の運営について下記のように定め、平成3年1月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、地域交通安全活動推進委員の推薦について（平成2.10.30：2京交企第1060号）の一般通達は、廃止する。

### 記

#### 第1 地域交通安全活動推進委員

##### 1 推進委員の推薦及び審査

###### (1) 警察署長の推薦等

ア 警察署長（以下「署長」という。）は、規則第1条第1項の規定により地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）を推薦する場合には、活動区域内に居住し、又は勤務するなど活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たしているかどうかを慎重に判断し、かつ、後記ウに定める一般的な留意事項に配慮し、適任者を推薦書（別記様式第1号）により、推薦（交通企画課長経由）するものとする。

なお、法第108条の29第1項各号の委嘱の要件を判断するに当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

(ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

人格識見ともに優れ、行動についても関係地域の住民に信頼があることをいう。

(イ) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的な余裕を有すること。

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

(ウ) 生活が安定していること。

経済的、社会的、家庭的に見て、その人の生活基盤が安定していることをいう。

(エ) 健康で活動力を有すること。

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

イ 署長が推薦する推進委員の人員については、警察署別委嘱人員基準表（別表第1）によるものとする。

ウ 署長は、推進委員の推薦に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

(ア) 真に地域における交通の安全と円滑に資するための活動の推進役としてふさわしい者であること。

- (イ) 人選の段階において、対象者に必ず委嘱されるとの期待感を抱かせることのないように努めること。
- (ウ) 人選に当たっては、1団体、1地域等に集中することのないようにし、幅広い対象の中から選考するように配慮すること。
- (エ) 推進委員の人選については、市区町村長に事前の説明を行い、事後に紛議を生じないように配慮すること。
- (オ) 人選に関しての特異な事案の発生や関係機関・団体等の特異な動向等については、その都度、速やかに報告すること。

## (2) 交通部長の事前審査

交通部長は、前記(1)の規定による推薦があった場合は、警察署別の推薦人員、推薦地域の状況等のほか、推進委員の委嘱の要件に該当するかどうかを慎重に点検の上、警務部長と協議して審査を行うものとする。

## 2 推進委員の委嘱

### (1) 委嘱の事前通知

交通企画課長は、推進委員の委嘱の決定があったときは、その旨を速やかに、地域交通安全活動推進委員委嘱通知書(別記様式第2号)により、被委嘱者に通知(推薦警察署長経由)するものとする。

### (2) 委嘱

推進委員の委嘱は、委嘱書(別記様式第3号)等により行うものとする。

### (3) 推進委員の公示等

ア 交通企画課長は、推進委員の委嘱があったときは、遅滞なく当該推進委員の氏名及び連絡先を京都府公安委員会告示によって公示する手続を行うとともに、その他各種広報媒体を利用して地域住民に周知するものとする。

イ 署長は、推進委員の委託があったときは、警察署、交番等の掲示板、ミニ広報紙等を活用して、推進委員の氏名及び連絡先の周知徹底に努めるものとする。

### (4) 身分証明書及び記章の交付等

ア 交通企画課長は、推進委員の委嘱があったときは、地域交通安全活動推進委員証・記章交付簿(別記様式第4号)に必要事項を記載の上、推進委員に対し、規則第6条に規定する身分証明書及び別図に定める記章(以下「身分証明書等」という。)を交付するものとする。

イ 署長は、推進委員が次に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、速やかに身分証明書等を返納させるものとする。

(ア) 任期が満了したとき。

(イ) 辞任したとき。

(ウ) 解職されたとき。

(エ) 身分証明書等を再交付した後において、亡失した身分証明書等を発見し、又は回復したとき。

ウ 署長は、推進委員から身分証明書等を亡失し、又は損傷した旨の届出を受けたときは、その事実を調査の上、報告(交通企画課長経由。以下同じ。)するとともに、身分証明書・記章再交付申請書(別記様式第5号)により、再交付の申請をするものとする。

この場合において、損傷した身分証明書等は、当該申請書に添付するものとする。

なお、署長は、身分証明書等の亡失があった場合は、必要な手配をするものとする。

エ 交通企画課長は、前記ウの申請を受けたときは、前記アに準じて再交付の手続を採るものとする。

### 3 推進委員の再任

推進委員の任期は2年であるが、再任することができるので、その場合は、前記1及び2に定める委嘱の手続を執るものとする。

### 4 推進委員死亡時の措置

署長は、推進委員が死亡したときは、その旨を報告するとともに、身分証明書等の返還を遺族から求めるものとする。

### 5 講習

交通企画課長又は署長は、推進委員の委嘱があったときは、活動が開始されるまでの間に、職務遂行上に必要な知識及び技術を習得させるため、地域交通安全活動推進委員に対する講習科目及び時間割表（別表第2）により、推進委員に対する講習を行うものとする。

### 6 推進委員に対する指導等

#### (1) 基本的な指導事項

交通企画課長は、前記第5に定める講習のほか、推進委員に対し、次に掲げる基本的な事項について指導するものとする。

ア 推進委員は、常に地域における道路交通の状況の把握に努めなければならないこと。

また地域住民の要望及び意見を尊重して、その職務を遂行するよう努めなければならないこと。

イ 推進委員は、取締権限はもとより何ら強制にわたる行為を行う権限を有しないことを認識し、みだりに関係者の正当な権利や自由を害することのないよう留意しなければならないこと。

ウ 推進委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならないこと。

エ 推進委員は、平素から地域における道路交通の状況を把握し、交通の安全と円滑に資するため、警察、京都府交通安全活動推進センター、他の推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）と連絡を密にし、その活動を行うに当たっては、これらの機関等と協力して実効のある活動を行うように努めなければならないこと。

オ 推進委員は、協議会で決定された活動方針に基づいて活動するものとし、活動開始前にあつては、活動の予定時間及び場所を、活動終了後にあつては、活動結果を協議会会長に連絡しなければならないこと。

カ 推進委員は、その活動を行うに当たっては、必ず身分証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならないこと。

キ 推進委員は、その活動を行うに当たっては、必ず記章を上衣の左胸に装着しなければならないこと。

ク 推進委員が、活動区域外の地域において規則第4条の活動を行う場合においては、その所属する協議会を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する署長に届出なければならないこと。

## (2) 活動上の指導事項

署長は、推進委員の活動が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を積極的に指導及び助言をするものとする。

ア 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について、住民の理解を深めるための次に掲げる広報啓発活動等の促進

(ア) 地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策その他交通安全対策の必要性についての理解を深める活動

(イ) 違法駐車追放のための会議の開催等交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る活動

(ウ) チラシの配布、ポスターの掲示等による違法駐車防止等のための活動

(エ) 商店街や観光地における駐車場案内板の掲示、駐車場案内パンフレットの配布等による情報の提供

イ 住民の組織する団体、地域において催物を主催する者、地域において経済活動を行う企業等に対し、交通の安全と円滑に資するために行う次に掲げる協力要請活動等の促進

(ア) 各種行事の主催者に対する臨時駐車場の設置、駐車場案内板の設置、自動車利用の自粛推進等自主的な交通対策の働きかけ

(イ) 大型ビルの建築等に伴う関係者に対する自主的な交通安全対策等先行対策の働きかけ

(ウ) 企業、商店等に対する自主的な交通安全対策の働きかけ

(エ) 自治会、町内会に対する自主的な交通安全対策の働きかけ

ウ 地域における交通の安全と円滑等交通問題に関して、住民の相談に応じる活動並びに交通規制等に関して、住民の要望を集約する活動等の促進

エ 地域における交通の安全と円滑に資するための住民の活動に協力又は援助する活動等の促進

オ 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進

カ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進

キ 前各号に掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動等の促進

ク 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育の実施の促進

## 7 特異事案の報告

署長は、推進委員の活動中における交通事故、負傷事案その他の特異事案、又は推進委員に対する住民からの苦情事案が発生したことを認知したときは、速やかに報告するものとする。

## 8 推進委員の解嘱

推進委員の解嘱については、次に定めるところにより行うものとする。

### (1) 解嘱の要件

法第 108条の29第 5 項各号に掲げる解嘱の要件に該当するかどうかの判断は、次に定め

るところにより行うものとする。

ア 法第 108条の29第 1 項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。

前記 1 の (1)に定める委嘱の要件の判断基準により解嘱する。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、規則第 4 条に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときに解嘱する。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたときに解嘱する。

## (2) 解嘱の手続

ア 署長は、推進委員が前記 (1)の解嘱事由のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱上申書（別記様式第 6 号）により、交通企画課長を経由して解嘱の上申をするものとする。

イ 推進委員の解嘱をしようとするときは、弁明の機会を与えるため、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を、弁明通知書（別記様式第 7 号）により、期日の 1 週間前までに通知するものとする。

## 第 2 地域交通安全活動推進委員協議会

### 1 協議会に対する指導

#### (1) 協議会の全体調整等

交通部長は、協議会の機能が十分に発揮されるよう、運営の実態を把握するとともに、助言、調整等を行うものとする。

#### (2) 協議会に対する指導

署長は、協議会の運営が適正かつ効果的に推進されるよう、次に掲げる事項について指導するものとする。

##### ア 協議会の組織等に関する指導

###### (ア) 事務局

協議会事務局は、協議会を管轄する警察署管内に設置するものであること。

###### (イ) 規約

協議会の定める内規の制定又は改廃は、事前に協議しなければならないこと。

###### (ウ) 役員等

会長及び幹事の合計数は、推進委員の総数のおおむね 3 分の 1 としなければならないこと。

###### (エ) 幹事の職務

幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐するものとしなければならないこと。

###### (オ) 顧問等

協議会は、顧問等を委嘱できること。ただし、具体的な人選に当たっては、事前に意見を求めなければならないこと。

##### イ 協議会の活動に対する指導

###### (ア) 活動方針

協議会の活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、緊密な連絡を取らなければならないこと。

(イ) 推進委員の担当区域

協議会が、各推進委員の担当区域を設定する場合には、交番及び駐在所の所管区の範囲その他地域の諸事情を勘案しなければならないこと。

(ウ) 推進委員の活動広報

推進委員の活動の成果等について、広報宣伝に努めさせ、推進委員の活動に対する住民の理解を深めるとともに、その協力等が得やすくなるよう努めなければならないこと。

(エ) 備品の管理

協議会の備品等については、管理台帳を作成し、適正に管理しなければならないこと。

ウ 協議会の意見の申出に対する指導

(ア) 意見の範囲

意見の申出は、次に掲げる事項とし、警察が直接処理することのできない事務を申し出ることはできないこと。

a 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項

b 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

(イ) 申出のあて先

署長の所掌事務に関する意見については署長あてに、これ以外のものについては、公安委員会あてとすること。

(ウ) 申出の方法

意見の申出は、意見申出書（別記様式第8号又は別記様式第9号）により提出すること。

(エ) 申出の啓発

協議会の意見の申出は、積極的かつ効果的に行うこと。

2 協議会の意見に対する署長の措置

公安委員会への意見の申出を受けた署長は、当該意見に対する意見を付して送付するものとする。

なお、協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、参考とするように努めるとともに、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲で、これを当該協議会に連絡等するように配慮するものとする。

3 協議会等との連絡等

(1) 協議会の機能が十分に発揮されるように所属職員に対し、推進委員及び協議会についての教養を徹底すること。

(2) 協議会から、会議等への出席等の依頼があった場合は、可能な限り出席するなどして、警察署の交通警察活動と連動した運営が行われるように配慮すること。

(3) 協議会の活動に参考となる交通関係資料等を提供するなどして、効果的な活動が行われ

るように配慮すること。

- (4) 協議会の活動と京都府交通対策協議会、交通安全協会その他関係機関・団体等の活動を有機的に連携させるよう配慮すること。

#### 4 協議会の活動に関する報告

- (1) 署長は、協議会から年間活動計画、月間活動計画の提出を受けたときは、その都度、その写しを添付して報告すること。
- (2) 署長は、協議会からの意見の申出、活動状況及びその成果について、必要の都度、報告すること。

#### 5 協議会に対する報告又は資料の提出要求

規則第14条の規定による報告又は資料の提出の要求に係る事務は、次に掲げるところにより行うものとする。

##### (1) 報告

署長は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告又は資料提出要求事案発生報告書（別記様式第10号）により、速やかに報告すること。

##### (2) 審査等

交通部長は、前記（1）の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、報告又は資料の提出を要求することが必要であると認めるときは、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告・資料提出要求書（別記様式第11号。以下「報告・資料提出要求書」という。）を署長に送付すること。

##### (3) 措置

ア 署長は、報告・資料提出要求書の送付を受けたときは、協議会にそれを交付し、協議会の活動状況等必要な事項の報告又は資料の提出を求めること。

イ 署長は、前記アに対する報告又は資料の提出があった場合は、地域交通安全活動推進委員協議会に対する報告又は資料提出要求結果報告書（別記様式第12号）により、速やかに報告すること。

#### 6 勧告等

##### (1) 勧告

交通部長は、協議会の運営に関し、改善が必要であると認め、勧告をすべき決定があったときは、当該協議会に対し、その改善に必要な措置を執るべきことを地域交通安全活動推進委員協議会に対する改善勧告書（別記様式第13号）により、勧告（当該協議会管轄署長経由）をする措置を講じること。

##### (2) 指導及び助言の徹底

署長は、勧告を受けた協議会が、勧告内容を誠実に履行しているかどうかを確実に把握するように努め、改善に必要な指導及び助言を徹底すること。

### 第3 委任

この例規通達に定めるもののほか、推進委員及び協議会に関する細部事項については、交通部長及び署長がそれぞれ定める。

（別表省略）

(様式省略)